市－２

議　　第　２０３　号

令和４年９月５日提出

熊本市手数料条例の一部改正について

熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市手数料条例の一部を改正する条例

第１条　熊本市手数料条例(昭和２５年告示第２０号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第１項とし、附則に次の１項を加える。

２　当分の間、第２条第２項の規定の適用については、同項中「第５号」とあるのは「第５号、第１０号」と、「２００円」とあるのは「１０円」とする。

第２条　熊本市手数料条例の一部を次のように改正する。

附則第２項を削り、附則第１項の項番号を削る。

附　則

この条例中第１条の規定は令和４年１２月１日から、第２条の規定は規則で定める日から施行する。

（提出理由）

個人番号カードを利用して証明書等自動交付機を介して証明書等の交付を行う場合における手数料について、当分の間、その減額を拡大するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。